

## 旅客自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令等について

### 1. 背景

平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を実施してきたところ。

このうち、実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、平成 28 年 11 月から貸切バス事業者に対して手数料等の額に関する取引書面の保存を義務付けたところだが、更なる取引環境の適正化のため、所要の改正を行うこととする。

### 2. 概要

#### (1) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）の一部改正

○一般貸切旅客自動車運送事業者が報告する毎事業年度に係る事業報告書の記載事項に、手数料等を追加する。

#### (2) 旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 第 1 項の運送引受書の記載事項を定める告示（平成 24 年国土交通省告示第 769 号）の一部改正

○一般貸切旅客自動車運送事業者が運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加する。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布	令和元年 6 月第 2 週予定
施 行	令和元年 7 月中（公布日の概ね 1 ヶ月後予定）（2.（2）） 令和 2 年 4 月 1 日（2.（1））

# 手数料等の取引の明確化（手数料等の記載の義務化）

運送引受書の記載事項に、運送申込者に対して支払う手数料等の記載を義務付ける。（令和元年7月中施行予定）

毎事業年度、運送申込者に対して支払った手数料等の国への報告を義務付ける。（令和2年4月1日施行予定）

## 運送申込書／運送引受書・乗車券

様式(例)

運賃	円(上限額: 円 下限額: 円)
料金	円(上限額: 円 下限額: 円) (料金の種類: )
消費税	円
実費(税込)	円
(実費の詳細: )	
合計請求額	円
<b>手数料等支払額</b>	<b>円</b>

名目に関わらず、旅行者等  
に支払う額を記載

営業収益	運送収入	旅客運賃 その他		
	運送雑収入	計		
営業費用	運送費用	人件費		
		燃料油脂費	ガソリン費	
			軽油費	
			LPGガス費	
			その他	
		計		
		修繕費	事業用自動車 その他	
		減価償却費	事業用自動車 その他	
		保険料		
		施設使用料		
		自動車リース料		
		施設賦課税		
		事故賠償費		
		道路使用料		
		その他		
計				
一般管理費	人件費 その他			
計				
営業損益				
営業外収益	金融収益			
	その他			
計				
営業外費用	金融費用			
	その他			
計				
営業外損益				
経常損益				

<b>手数料等</b>	
その他	

名目に関わらず、旅行者等  
に支払った年間額を記載

区分けを細分化